

【ふるさと寄附金に係る控除について】

◇ふるさと寄附金のうち、2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税や個人住民税から全額控除されます。

- ①所得税・・・(ふるさと寄附金-2,000円)を所得控除(所得控除額×所得税率(0~45%※)が軽減)
 - ②個人住民税(基本分)・・・(ふるさと寄附金-2,000円)×10%を税額控除
 - ③個人住民税(特例分)・・・(ふるさと寄附金-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率(0~45%※))
- ①、②によって控除できなかった額を、③によって全額控除します(住民税所得割額の20%を限度)。

※平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税(0.021%)を加算した率となります。

◇平成27年度より始めました「ふるさと寄附金ワンストップ特例制度」を適用される場合は、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税控除相当額分を含めて、個人住民税から全額控除されます。

- ①個人住民税(基本分)・・・(ふるさと寄附金-2,000円)×10%を税額控除
 - ②個人住民税(特例分)・・・(ふるさと寄附金-2,000円)×(100%-10%(基本分))
- ①によって控除できなかった額を、②によって全額控除します(住民税所得割額の20%を限度)。

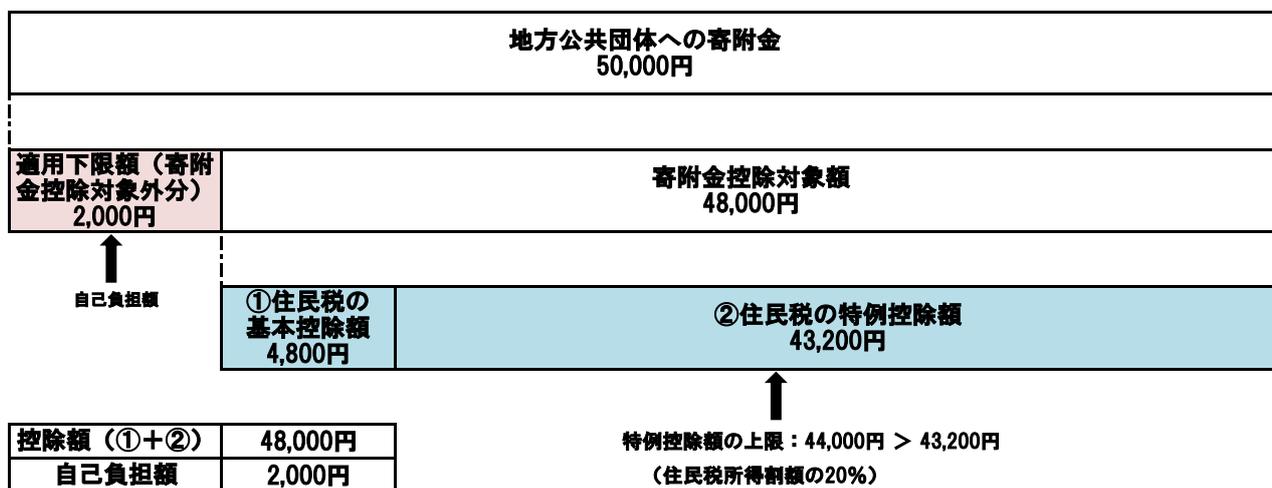
◇寄附金控除の計算例は、次のとおりです。

{ 給与収入600万円、4人家族(夫婦、子ども2人(高校生)) } の場合
 { 所得税の限界税率10%、住民税所得割額220,000円 }
 ※夫婦のどちらかが所得38万円以下(扶養となっている。)である場合。

【例①：50,000円寄附した場合】



【例②：50,000円寄附した場合(ふるさと寄附金ワンストップ特例制度を適用)】



※控除対象額は、寄附者の家族構成や所得額などによって異なります。詳しくは、お住まいの市区町村の住民税窓口担当にお尋ねください。